

タイラン水溶液の使用に当たっての留意事項
(粉糖に添加して投与する場合)

1. タイラン水溶液（以下「本剤」という。）の用法・用量及び使用上の注意を守って使用すること。
2. 成虫 1 万匹当たり、タイロシンとして 50mg（力価）を、粉糖 5g に均一に添加し、週 1 回、3 週間投与すること。成虫の数に比例させて投与量を調整すること。
3. 継箱の設置時に育児箱に本剤を添加した粉糖が残っている場合には、へら等で取り除いた上で継箱を設置すること。
4. 継箱を設置する際は新たな巣板を使用し、育児箱内の巣板は継箱内に移動しないこと。
5. 本剤を投与する育児箱には、本剤の 3 回目投与 1 週間後までは採蜜用の継箱を設置しないこと。やむを得ず 3 回目投与 1 週間を待たずに継箱を設置した場合には、3 回目投与 1 週間後に継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除くこと。また、取り除いた蜂蜜等は、食用に供する目的で出荷しないこと。
6. 本剤を投与した育児箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等には、タイロシンが残留基準値を超えて残留しているおそれがあるため、食用に供する目的で出荷しないこと